

放置車両の取扱について

- (1) 時間貸利用者が予め管理会社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、管理会社はこれらの利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、管理会社が指定する日までに、当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理会社は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は、駐車場における掲示の方法により、管理会社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は当該車両の引渡時に一切の権利を放棄したるものとみなし、管理会社に対して車両の引渡請求又は、その他名目のいかなを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) 前2項の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理会社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理会社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 管理会社は（1）の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責任を負わないものとします。
- (5) 管理会社は（1）の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができるものとします。
- (6) 管理会社は（1）の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 管理会社は利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理会社の過失なくして利用者及び、所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対する通知又は、駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの勧告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは勧告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（勧告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 管理会社は前項の規定により車両を処分した場合は、延滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 管理会社は（7）の規定により車両を処分した場合は処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとします。